

第34回 安来市農業委員会議事録

令和5年4月21日 午後2時00分 第34回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君
9番 北川 正幸君	10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

堀江 規恵君 名原 猛君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和5年4月21日 1日
日程第 3	議第139号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第140号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第141号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	議第142号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	報第175号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 8	報第176号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 9	報第177号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について
日程第 10	報第178号 土地改良区からの地目変更届出の通知について
日程第 11	報第179号 非農地判断の実施について
日程第 12	議第143号 令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について

5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から第34回農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第34回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議 長：岡田 一夫君
欠席委員はどなたですか？

事務局：堀江 規恵君
ありません。

議 長：岡田 一夫君
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により15番 佐々木委員、17番 吉村委員を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思いを。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君
日程第3 議第139号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、申請人の証言などから農地法施行以前より畜舎及び農業用倉庫として使用されています。申請者の祖父が昭和25年に建築しており、何度か改修を経て現在は農業用の機械、器具及び農業用資材置場として利用されています。申請人の証言は時系列など矛盾がなく、非農地証明事務取扱基準の(1)農地法が施行された昭和27年10月21日より前に非農地であった土地と考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について3番 永塚委員お願いします。

3番：永塚 知芳君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君
次に、現地調査報告を2班12番 塩見委員お願いします。

12番：塩見 秀雄君
12番 塩見です。現地調査の報告をいたします。今月の調査班は2班で、武上班長、永塚委員、仲佐

委員、渡邊克実委員、渡辺和則委員、そして発表者、私、塩見、4月20日、木曜日ですが、13時30分より集合し、35分より事務局より説明を受けて、現場の方を確認して来ました。堀江事務局長、名原係長と同伴で行って参りましたので報告いたします。1番案件ですが、農地法第2条非農地証明について、XXXXXXXXXX、地目、畑、59㎡、地元委員の永塚委員より説明を受けました。申請者の祖父が、昭和25年に資材及び農業用倉庫として建築しており、何度か改修をして現状、農機具用機械、及び農機具用資材置場として利用されております。農地法が施行されました昭和27年10月21日より前に非農地であったと考えられ、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長：岡田 一夫君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

3番：永塚 知芳君
【地元議員より補足説明】

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第4 議第140号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて6ページから8ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、7件で、所有権移転に関する案件6件、使用貸借権設定に関する案件1件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、経営移譲年金受給による使用貸借権設定に関する案件で、農地法第3条第2項各号の規定に関する全部効率利用要件、農作業従事状況要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離700m圏内、農機具は、共有のトラクター1台、共有の田植え機1台、共有のコンバイン1台、草刈り機1台を所有しています。労働力は本人と父の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。設定期間は20年で再設定になります。2番は、経営拡大による所有権移転する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離約1km、農機具は、耕運機1台、歩行式草刈機1台、動力噴霧器1台を所有しています。労働力は本人と妻、父の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対しXXXXXXXXXXです。3番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離徒歩2分、作付作物は自家用野菜で、農機具は、手作業のため所有していません。労働力は本人1名となりま

す。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。4番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離徒歩1分、作付作物は果樹で、農機具は、草刈機2台、管理機1台を所有しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。5番は、交換による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離約1km、農機具は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、6番の農地との等価交換です。6番は、交換による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離約2km、農機具は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人と妻の1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、5番の農地との等価交換です。7番は、農業経営開始による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離2.5km、作付作物は草花と椎茸で、管理機1台、ビニールハウス2棟を導入予定です。労働力は本人と父の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番の案件について18番 齋藤委員 お願いします。

18番：齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。1番案件について説明をさせていただきます。申請人は農地を77.66a所有し、意欲的に営農に取り組んでおられます。今回の申請は譲渡人が経営移譲年金を受給するため、同居人の息子に譲渡するものであり、取得後も同じ利用法で耕作するため、周辺の農地に影響はないと考えています。7番も一緒によろしいですか。

議長：岡田 一夫君

それでは、7番もお願いします。

18番：齋藤 哲君

案件の7番を説明いたします。申請人は市内で親族と同居する非農家の家庭でございます。本人は以前から農業がしたくて、市内の花弁農家で勉強をされたそうです。しかし、非農家が農地を持つことができず、断念をしておられましたが、今回、事務局の報告があったように、4月1日より非農家が農地を取得できることとなった事により、今回の申請になりました。申請人は若い頃、農業大学校で花卉を専攻し、経営についてはハウスで、斐川の花弁業者への種の販売や菌床シイタケの栽培をハウスで行うという事だそうです。申請地は譲渡人が病休中で耕作できなく、荒地になっており、整地をしてハウスを建て、作物を栽培されるそうでございます。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について10番 安松委員 お願いします。

10番：安松 智君

10番 安松でございます。2番案件について説明させていただきます。申請地はですね、去年までぶどう等の果樹を栽培していた所ですが、譲渡人が体を悪くして、栽培が困難となって栽培を中止し、当該農地を貸す人を探しておられたところ、隣接圃場で果樹栽培の研修をしていらっしゃいました譲受人がこの農地を取得して経営を行うことに至り、この度、所有権の移転を行うものです。譲受人は元々、

植物の販売、貸し出しの仕事をしており、植物の栽培、管理に関する知識を要しており、また、隣接圃場でぶどう栽培の研修も行っておりました。取得した農地でぶどうの植え替えを行い、生食用ぶどうと加工用ぶどうを中心に果樹栽培を行う計画であります。本圃場は従来からぶどう等の果樹栽培をしていた所であり、取得後は果樹棚の修復等と植え替えを行って、引き続きぶどう等の栽培を行うことから、周辺農地への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長：岡田 一夫君

3番の案件について15番 佐々木委員 お願いします。

15番：佐々木 吉茂君

15番 佐々木です。3番の案件について説明いたします。3番の案件は後で出て来ます農地法5条の1番案件の関連にもなりますので、その事も頭に置いていただきたいと思いますと思いますが、この案件につきましては、XXXXXXXXXXご主人が4年前に亡くなられてまして、その相続を長男がしたわけですが、その長男さんが家を出られてまして、もう帰って来られないという事になりまして、この申請人でありましてお母さんが、今まで作っておった畑を今まで通り作りたいという事から話がまとまりまして、受けられたという格好になります。委員の皆さん方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長：岡田 一夫君

4番の案件について13番 板金委員 お願いします。

13番：板金 悟君

13番 板金です。4番案件の説明をさせていただきます。譲渡人は数年前にこの土地から外へ居宅を移しております。その際に家と農地が残ったわけですが、水田に関しましては全て、家の周りで熱心に農業に携わっておられる方にすべて譲られました。家についてはこの申請人が借家として入って生活しておられましたが、この度、家を譲り受けるという事で、その際に家の周りにある申請農地を手に入れたというような願ひもありましたが、なかなか非農家でもありますし、断念をしておられましたが、この度の法改正により、家の周りの現況畑の農地をあわせて譲渡人から譲り受けるというような話で、こういった申請になりました。これによって周りの農地への影響も全くありませんし、遊休農地が増えるという事もなくなるという事で、差支えない方というふうに思っておりますが、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長：岡田 一夫君

5番、6番の案件について14番 渡邊委員 お願いします。

14番：渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。それでは5番、6番案件の説明をいたします。この案件は、耕作上の利便性を求めるための交換であり、周辺農地等に影響を与えることはないと考えます。委員の皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求め

ます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、7番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第5 議第141号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

9ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議をを求めるものです。10ページに案件の内容、11ページから13ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、3件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、昔からの住宅地域で住宅も連たんし公共公益施設もあることから第3種農地と判断します。転用の目的は、物置及び車庫、庭で権利の種類は所有権の移転です。本件はすでに物置及び車庫、庭として利用されており追認案件となります。申請書には顛末書が添付されております。申請地の隣接地は譲受人の住居であり、30年くらい前に譲受人の父が農地法の手続きが必要とは知らずに物置、車庫を建て今日に至ったようであります。当時、農地転用申請が行われておれば許可適当となる案件であり、申請者についても過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。土地を母と弟に所有権移転をする際に地目が畑だということがわかり、この度申請することになりました。第3種農地は、農地法第5条第2項第1号のロの規定により、転用の実現性などの一般基準を満たせば許可となります。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、無償です。2番は、農地の区分は、昔からの住宅地域で住宅も連たんし公共公益施設もあることから第3種農地と判断します。転用目的は、農機具庫及び自宅進入路で、権利の種類は、所有権の移転です。本件はすでに農機具庫及び自宅進入路として利用されており追認案件となります。申請書には顛末書が添付されております。農業を続ける中、耕作の利便性を向上するため、平成18年に農機具庫の建設を計画し、譲渡人が耕作する農地の近くである当申請地に建設することになりました。農地という認識はなく、手続きは何ら不要と思い込み建設を進めてしまいました。建設から時がたち、当申請地を譲渡するために土地について調べたところ、農地だということがわかり、農地法の手続きが必要であることに初めて気づき、今回の申請に至ったものです。当時、農地転用申請が行われておれば許可適当となる案件であり、申請者についても過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。当申請地の隣接地は譲受人の住居であり、自宅に入る進入路が狭く、隣接地を借りて駐車しています。また、農機具及び農業用資材の置場がなく、自宅から300mの場所を借りて利用しており不便なため、当該農地を申請することになりました。第3種農地は、農地法第5条第2項第1号のロの規定に

より、転用の実現性などの一般基準を満たせば許可となります。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、 です。3番は、土地の区分は、安来市役所広瀬庁舎から300m以内にある農地のため第3種農地と判断します。転用目的は、有料老人ホームで、権利の種類は、所有権の移転です。譲受人は、有料老人ホームの運営や訪問介護ステーションなどを行う福祉サービス事業者で、広瀬町付近で有料老人ホームの建築を計画し、有料老人ホームとしての機能を確保するため1700㎡程度の土地を探していました。候補地の中から本件土地について土地所有者との土地取得交渉がまとまったことから本申請地を選定するものです。第3種農地は、農地法第5条第2項第1号のロの規定により、転用の実現性などの一般基準を満たせば許可となります。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、10a当たり です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番、2番の案件について 15番佐々木委員をお願いします。

15番：佐々木 吉茂君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君

3番の案件について17番吉村委員 お願いします。

17番：吉村 正君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を2班12番 塩見委員 お願いします。

12番：塩見 秀雄君

12番 塩見です。1番案件について説明いたします。農地法第5条、物置、車庫、庭について、地元委員、佐々木委員より説明を受けました。転用の目的は物置及び車庫、庭で、所有権の移転です。本件は既に物置及び車庫、庭として利用されています。土地を母と弟に所有権移転する際に、地目が畑である事が分かり申請することになった案件であります。顛末書等が添付されており、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。続きまして2番案件について説明いたします。農地法第5条、農機具庫及び自宅進入路、伯太町母里 、地目、田、293㎡、地元委員、佐々木委員より説明を受けました。申請理由は先ほど事務局より説明がありました。当申請地の隣接地は譲受人の住居があり、自宅に入る進入路が狭く、隣接地を借りて駐車しています。既に農機具庫及び自宅進入路として使用されており、追認案件です。申請書には顛末書が添付されており、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。続きまして3番案件。農地法第5条、有料老人ホーム、広瀬町広瀬の 、地目畑、474㎡、 、地目畑、235㎡、地元委員、吉村委員より説明を受けました。申請理由については先ほど事務局より説明がありましたので省きます。施工方法ですが、3方をL型擁壁、またはブロック等で土留めをし、道路と同じ高さまで上げ、整地する。また、3方にはフェンスを設置するという計画です。雨水については場内の雨水管理にて集水し、既存の水路へ排水する。汚水については、安来市管理の公共下水道へ排水する。取水、排水、隣接農地等関係書類が添付されておりましたので、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君
日程第6 議第142号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

議長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
14ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議をを求めるものです。計画要請については、16ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権26件、面積45,692㎡、使用貸借権54件、面積52,982㎡、全体で80件、総面積が98,674㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：清水 仁志君

失礼いたします。今年度、利用集積計画を担当いたします農林振興課の清水と申します。よろしくお願いいたします。今月の利用集積計画について、17ページから23ページまで詳細を掲載しております。番号1から20までのすべてが農業経営基盤強化促進法による利用権の設定となります。この度、令和5年4月1日に改正農業経営基盤強化促進法が施行されまして、市が作成する農用地利用集積計画による利用権の設定は廃止となりましたが、経過措置として令和7年3月末まで2年間は従前のおり利用権の設定が出来ることとされています。今回の案件すべて経営面積、従事日数など旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

17番：吉村 正君

議長。

議長：岡田 一夫君

吉村委員。

17番：吉村 正君

17番 吉村です。各案件についてではございませんが、先ほどの清水担当の方から話がありましたが、法改正による令和7年度まで猶予期間だから従来のやり方でやるという事になりましたけども、それが終わった後は、具体的にどのような取扱いになりますか。

農林振興課：清水 仁志君

令和7年3月末まで猶予期間という事申し上げましたけども、それ以降は、昨年度中の定例総会でも説明会があったと伺っていますけども、地域計画で策定というのが今年度の法改正の中で示されまして、地域計画によって、その地域の担い手、どこの農地を誰が集積していくかというのを決めまして、その方に集積をしていく、中間管理を通してその方に集積していく方法が一つ、それからもう一つは、農地法第3条による貸し借りの方法、この二つになってくるというふうになっています。

17番：吉村 正君

ということは、令和8年度まではきちんとその地域計画を、市としては全地域に求めて計画を立てなさいという裏返しですよ。

農林振興課：清水 仁志君

そういう事です。2年間の間で全国すべての市町村で地域計画を立てるという事になっています。

17番：吉村 正君

はい、わかりました。

議長：岡田 一夫君

他にはございませんか。

18番：齋藤 哲君

はい。

議長：岡田 一夫君

齋藤委員。

18番：齋藤 哲君

18番 齋藤です。17ページの[]と[]の農地の移転なんですけども、貸し手の方が面積が多くて、農事組合法人が1丁3反ほどしかないような感じの表示になっていて、これ合っています？

農林振興課：清水 仁志君

ちょっと確認をさせてください。

議 長：岡田 一夫君

齋藤委員、今の経営面積の確認をして後で報告をさせてもらってもよろしいでしょうか。

18番：齋藤 哲君

はい、良いです。

議 長：岡田 一夫君

その他にはございませんか。そうしますと、確認の件につきましては後で報告をさせていただくという事で、本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第7 報第175号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

24ページをご覧ください。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。25ページから42ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地117筆が、このたび、法人に賃借権の設定および使用貸借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和5年3月27日及び令和5年3月29日となっております。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第8 報第176号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

43ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届

出書の提出がありましたので報告するものです。44ページから45ページに届出内容載せていますのでご覧ください。今月の届出については、4件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君
日程第9 報第177号 公共事業に伴う農地一時転用の届出 を議題とします。

議長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
46ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による農地の一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。47ページに届出内容載せていますのでご覧ください。今月の公共事業に伴う農地一時転用に係る届出は2件で、島根県松江県土整備事務所長 担当部署農林工務部は場整備第二課より届出があったものです。事業名は、「宇賀荘第三地区農地整備事業（経営体育成型）」で、期間は1番が令和5年4月1日から令和6年3月31日、2番が令和5年4月1日から令和8年3月31日までです。終了後は農地に復元されます。以上です。

議長：岡田 一夫君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君
日程第10 報第178号 土地改良区からの地目変更届の通知について を議題とします。

議長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
48ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。49ページから52ページをご覧ください。今月の通知は18件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：岡田 一夫君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君
日程第11 報第179号 非農地判断の実施について を議題とします。

議長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
53ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地判断を実施したので報告するものです。54ページから57ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。

い。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、山中若しくは山沿いにある農地から400筆を抽出し、令和5年2月2日に農地対策委員会において確認しました。その結果、農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地399筆、面積271,202.83㎡をこのたび、非農地と判断しました。今回、非農地と判断した農地については、当該農地の所有者、相続未登記の場合は、固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、税務課、土地改良区及び松江地方法務局へ一覧表及び写真などを送付します。送付は、4月と5月を予定しています。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第12 議第143号 令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

58ページをご覧ください。このことについて、令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）の審議を求めるものです。59ページから62ページにかけて審議をしていただく内容載せています。61ページをご覧ください。真ん中の2. 最適化活動の活動目標の（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標をご覧ください。前年度の目標が10日でしたが、農林水産省令和5年3月1日付け通知「農業委員会による最適化活動の推進等についての一部改正について」の活動目標の設定について、「前年度の活動日数の実績が目標として設定した活動日数を上回った場合、当該実績以上を活動日数の目標として設定する。」と改正されましたので、前年度実績12日であることから今年度の目標を12日と設定しました。説明しました議題は農業委員会等に関する法律第37条の規定により公表することとなっています。ここで議決されますと、4月中にホームページで公表する予定です。以上です。

議長：岡田 一夫君

それでは、質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

1番：横山 芳明君

はい。

議長：岡田 一夫君

1番 横山委員。

1番：横山 芳明君

1番 横山です。61ページの推進委員の活動日数ですけども、今の説明だと、去年は10日でしたよね。それで実績が上回った場合は上乗せになるという事で、例えば今年度12日と上回ると更に上乗せになるって事ですね。

事務局：名原 猛君

はい、その通りでございます。後ですね、また全協の時に詳しく説明したいと思いますが、改正の通知がこの度ありまして、実績よりも目標が上回った場合は、上回った実績よりも更に上の目標にしなさいと日数について書かれておりましたので、その目標を設定するようにという通知がございました。

1番：横山 芳明君

後で言った方が良くかもしれませんが、なかなか推進委員も根を上げておられて、そうなると月給制にでもしてもらわないと、今の■■■■の報酬では、おそらくもうみんな嫌がってやらないんじゃないかと思うんですが、また後で聞きます。

議 長：岡田 一夫君

今、事務局が申しましたように、詳しいことについては全協でまたお話をするというふうに言っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長：岡田 一夫君

その他にはございませんか。質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第34回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 3時11分)